

第35回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成30年6月23日（土）、ゆうちょ財団主催の「第35回 知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が、宮崎市の「JA・AZMホール」を会場に開催されました。

本セミナーの宮崎県での開催は初めてで、地元の金融教育支援員の皆さまのご協力により、多くの方にご参加いただきました。

本日の講師は、「親なきあと相談室」主宰の渡部伸氏が務められ、「障がいのある人の『親なきあと』お金の残し方と管理の仕組み」をテーマに、2時間の講座が始まりました。

講座の冒頭での講師の自己紹介の中で、「例えば成年後見制度などは多くの書物があり、大変多くの情報があるが、そのすべてについて知る必要はなく、親や支援者が知っておいた方がいい知識をわかりやすく説明します」と話していました。

講座はこの話のとおり、自らの障がいのある子を持つ親の立場から、どのような知識が、どのタイミングで必要なのかを、自らの経験と事例を用いて話していただきました。

講座の中心は、「親なきあと」の子の生活を支える仕組みについてです。具体的には、お金をどうやって残すのか、お金をどうやって管理するのかです。

せっかく親が子のために財産を残しても、それを上手に管理していかなければ、親が希望したような活用方法が期待できません。このことの重要性について説明していただきました。

お金の管理については、成年後見制度の活用を説明しました。親自身の体力や判断力が衰えてきたら、そのときに成年後見制度を利用できるように準備すること、任意後見制度の活用、日常生活自立支援事業の活用など、成年後見制度を利用するのはまだちょっと早いかな、という人にとっては、大変参考になるお話でした。

ところで、障がいのある子の親が相談したいことがあっても、例えば住むところについては市の福祉課、成年後見制度については社会福祉協議会・・・というように窓口がバラバラで、そもそも悩みが漠然としている場合は、どこに相談したらいいのかわからないという現状があります。「困ったときや悩んだとき、相談できる場所があると心強い」ということで、全国的に「親なきあと相談室」を広げていきたいとお話もありました。

このことは、ゆうちょ財団の金融教育支援員の目的・役割とも重なるものがあり、今後、協調体制をとっていくことも検討していきたいと考えさせられました。



次回は平成30年7月28日（土）、名古屋市で開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。